

# 大村市立大村中学校いじめ防止基本方針

## 【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

**(定義) 第2条** 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**(いじめの禁止) 第4条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

**(学校及び学校の教職員の責務) 第8条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

**(保護者の責務等) 第9条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

## 【 めざす児童・生徒像 】

校訓「自主」「創造」「敬愛」に照らし合わせて、次のとおり「めざす生徒像」を設定する。

自主：明るく元気で、自ら求めて行動する生徒

創造：進んで学び考え、未来を創り出す生徒

敬愛：思いやりの心を持ち、共に協調する生徒

## 【 いじめ対策委員会 】

本校においては、現在も毎週1回開催している「生徒指導部会」と「支援委員会」とを機能的にリンクさせ、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のそれぞれについて、適切な情報収集・分析・対応に努めるものとする。また、状況に応じて、スクールカウンセラーや外部機関等の協力や助言を得ながら対応に当たる。

いじめ対策委員会

生徒指導部会

校長 教頭 生徒指導主事  
各学年生徒指導担当 養護教諭

支援委員会

校長 教頭 特別支援コーディネーター  
各学年教育相談担当 養護教諭

スクールカウンセラー

心の教室相談員

外部機関 等

## 【 P T A 及び関係機関等との連携 】

P T A との連携においては、次の3点に力を入れる。

- ① P T A 総会や学年・学級 P T A 等において、学校としての「いじめ問題」への姿勢を説明する。
- ② P T A 新聞において、家庭教育の大切さを啓発する内容を掲載する。
- ③ いじめ防止に資するような講演会等の場の設定を探る。

生徒会活動においては、次の2つの取組を中心としながら、生徒に自浄力が備わることを目指す。

- ① 平和集会、人権集会等の開催に際して、全校生徒を巻き込んだ取組を展開する。
- ② あいさつ運動や履き物並べ運動、掃除コンクールなどの取組に全校一丸となって取り組む。

## 《 いじめ問題への取組 》

### 【 いじめの防止 】

#### ○教職員の意識高揚

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめを隠さない」「いじめ問題にチームで当たる」を常に意識し、どのような事案に対しても、大村中学校教師集団として組織で対応する。
- ・「いじめ対策ハンドブック」等を活用しながら、いじめを生まない学級づくりや、学び合いの中で一人一人が大切にされる授業づくり等についての校内研修を推進する。

#### ○生徒の規範意識や思いやりの心の育成

- ・あいさつ、掃除、履き物並べを徹底的に習得させる。そのために、教師集団が率先垂範の取組を展開する。教師の本気を生徒に伝え、それらの行いの先にある温かさや優しさを確実に感じ取らせる。
- ・いじめがいかにかに卑劣な行為であるか、常に生徒に訴えかける。地道で、且つ、継続的な取組こそが、いじめを許さない土壌づくりの一番の近道であることを職員間で共通理解する。

### 【 いじめの早期発見 】

#### ○生活実態アンケートへの確実な取組

- ・毎月1回行っている生活アンケートは、これまでも数多くの生徒の声を拾い、悩みや苦しみから救ってきた。適切な方法によるアンケート実施、確実な結果集約、その後の情報共有、これらの取組を継続させることを“早期発見”の大きな手立てとする。

#### ○風通しの良い職員室

- ・生徒の表情や言動について、どんな小さなことでも話題にしやすい職員室をつくる。また、情報交換が、学年職員間にとどまらず、管理職員にまで直ぐに届く教師集団をつくる。

#### ○学校内外からの情報収集

- ・生徒からの情報、保護者からの情報に敏感に対応する。また、心の教室相談員に寄せられる情報も大切にする。その大前提として生徒・保護者に「相談してみようか」と思われるような温かい職員集団であり、職員室であり、学校でなければならない。

### 【 いじめに対する措置 】

#### ○誠意ある対応

- ・いじめにあった生徒の心にしっかりと寄り添うこと、傷ついている事実を正しく受け止めることを対応の基盤に置く。被害生徒及び保護者に対しては、どんなにケアをしてもし過ぎることはないのだということを共通理解事項とし、120%の対応を心がける。

#### ○正確な事実調査

- ・先入観や思いこみによる指導は、二次的なトラブルを生むことになる。したがって、5W1H（誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）を正確に把握することに努める。その上で、「いじめている生徒」「心理的同調者」「無関心者」を明らかにする。

#### ○それぞれの立場への指導

- ・いじめている生徒、心理的同調者、無関心者への指導を複数職員で組織的に行う。また、保護者への連絡も適切に行い、今後の生活の在り方について助言を行う。一定の解決を見た後も、いじめられていた生徒に対しては見守り続けるとともに、いじめていた生徒に対しては、折に触れて必要な言葉かけ等を行っていく。

### 【 重大事態発生時の対処 】

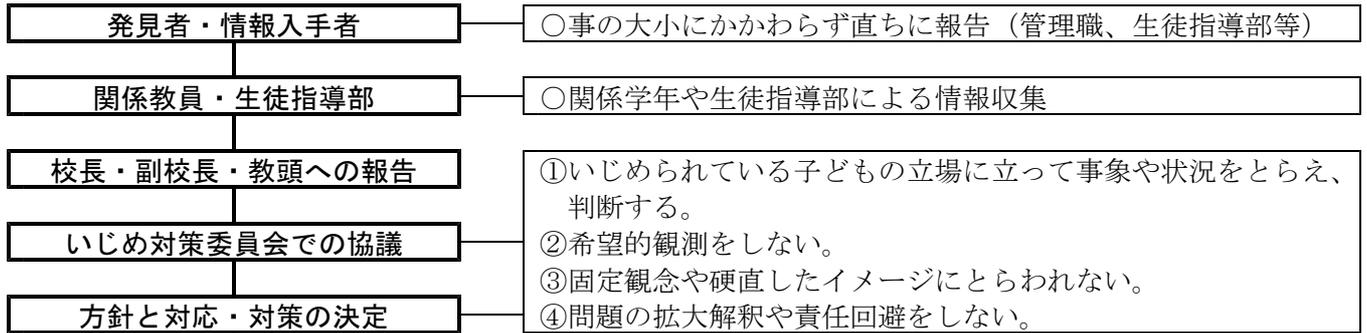
#### ○学校長の指示の下、「いじめ対策」委員会メンバー及び関係職員からなる対策本部を設置し、調査に当たる。

#### ○大村市教育委員会に対して、調査結果の報告を速やかに行う。

#### ○警察等の外部機関、あるいはマスコミ等への対応は管理職が行うことで、窓口を一本化する。

#### ○PTA役員等への連絡を適宜行うとともに、必要に応じて保護者会を開催する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



**いじめられている子どもへの指導**

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている子どもに寄り添う指導

- ①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

**<保護者への対応と連携>**

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

**いじめている子どもへの指導**

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪をわからせる。
- ⑤人権と生命の尊さをわからせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ①ロールプレイング（役割演技）の活用
- ②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

**<保護者への対応と連携>**

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問して事実関係を確認する。
- ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③必要以上に原因に追及しない。
- ④子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

**観衆（心理的同調者）の子どもへの指導**

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。
- ②いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

**傍観者（無関心者）の子どもへの指導**

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気づかせる。

**学級全体への指導**

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るよう努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。